

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業  
公募型プロポーザル関連様式集

## 調達仕様書等提供申請書

久留米市長 原口 新五 あて

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先（担当者名）  
連絡先（電話番号）  
連絡先（メールアドレス）

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業の調達仕様書等提供について、申請します。  
また、下記事項を守ることを誓約します。

### 記

- ・ 提供受けた調達仕様書等は、本業務以外に使用しないものとする。
- ・ 提供受けた調達仕様書等より知り得た情報を他には漏らしてはいけない。
- ・ 本プロポーザル終了後、また、辞退後は、速やかに削除するものとする。

担当者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

以上

## 質問書

久留米市長 原口 新五 あて

住所  
商号又は名称  
担当者名  
連絡先（電話番号）  
連絡先（メールアドレス）

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業について、次のとおり質問します。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				

久留米市長 原口 新五 あて

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参加申込書

下記の業務に係るプロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。

### 記

1. 事業名

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業

2. 業務主管課

久留米市 市民文化部 市民課

3. 添付書類

- ・第 4 号様式「会社概要書」
- ・第 5 号様式「参加資格調書」
- ・第 6 号様式「業務実績調書」
- ・第 7 号様式「役員等調書及び照会承諾書」
- ・第 8 号様式「委任状」（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

（連絡先）

所属部署名	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

## 会社概要書

&lt;会社概要&gt;

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在で記載すること。

1	設立	年 月			
2	資本金				
3	従業員数 <sup>※1</sup>	区 分	技術系	事務系	合 計
		本社本店	人	人	人
		実務実施支社、 支店、営業所	人	人	人
4	主な事業				
5	過去 3 年間の 財務状況 (最新から 3 年間)	年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
		自己資本比率			
		売上高			
		経常利益			
6	従業員 有資格者	資格の種類（広告又は紙面作成等）			人 数
					人
					人
					人
7	本業務を遂行 する上での特 記事項				

※1 本社本店が業務実施の場合は、実務実施支社、支店、営業所欄は記入不要

&lt;本業務の担当部署&gt;

本店又は支店等の所在地	
本店又は支店等の名称	
代表者職氏名	
連絡担当者名	
担当者所属部署	
連絡先電話番号	
連絡先 F A X 番号	
連絡先メールアドレス	

## 参加資格調書

久留米市長 原口 新五 あて

住所

商号又は名称

印

代表者職氏名

印

令和 4 年 3 月 30 日に通知がありました「久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業」に係る企画提案への参加に関しては、下記の参加資格条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

なお、この書類を提出した以後に下記に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

### 記

#### 1 参加資格

企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 人口 15 万人以上の地方公共団体において、「広告付きパンフレットの無償作成等」の類似する業務の実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

以上

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大や追加をしてください。

## 業務実績調書

久留米市長 原口 新五 あて

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

番号	発注者名	発注者種別	契約期間	業務名・業務概要
例	福岡県久留米市	中核市	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	【業務名】久留米市おくやみハンドブック発行事業
			【業務概要（人口規模、発行部数、ページ数、改版、特徴等）】 人口規模：30 万人、発行部数：7000 部、ページ数：24 ページ、改版： 年に 1 回、特徴：文字だけでなくイラストも交えて作成。音声コード を挿入。	
1			～	【業務名】
				【業務概要（人口規模、発行部数、ページ数、改版、特徴等）】
2			～	【業務名】
				【業務概要（人口規模、発行部数、ページ数、改版、特徴等）】

注 1) 「広告付きパンフレットの無償作成等」として地方公共団体を協定先として受注した実績とする。

注 2) 人口 15 万人以上の市を中心に実施した実績について最大 5 件までを記載すること。（件数に応じて適宜表の項を増やすこと。）それぞれについて、これを証するものとして提案者の商号又は名称の記載された契約書の写し等を添付すること。

役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

(あて先)  
久留米市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。※競争入札参加資格登録者（工事、物品、委託）以外は、登記事項証明書（写し可）を添付してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、久留米市個人情報保護条例（平成3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

## 委 任 状

令和 年 月 日

久留米市長 原口 新五 あて

住 所  
委任者 名 称  
(本 社)  
代 表 者

印

私は次の者を受任者と定め、久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住 所  
受任者 名 称  
(支店等)  
代 表 者

印

記

### 委任事務

- (1) プロポーザルの参加及び提案に関すること
- (2) 協定締結に関すること
- (3) その他協定締結に関すること

# 誓約書

令和 年 月 日

久留米市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をプロポーザルへの参加、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

### 第1項第9号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。